

令和 4 年度

第 1 回 定期 監査 報告 書

(監査実施期間：令和 4 年 5 月 9 日 ~ 令和 4 年 6 月 1 0 日)

南相馬市 監査 委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

指摘事項

なし

指導事項

- 1．契約関係事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康づくり課）
- 2．事務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・（移住定住課）

検討事項等

なし

南 相 馬 市 議 会 議 長 中 川 庄 一 様
南 相 馬 市 長 門 馬 和 夫 様

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 鈴 木 昌 一

令和4年度第1回定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対 象 部 局 等	対 象 課 等
健 康 福 祉 部	長寿福祉課、健康づくり課、高松ホーム
経 済 部	移住定住課

3 監査の範囲

令和3年4月から令和4年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

(1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

(2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続は適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は適切な理由となっているか。
監	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出外現金管理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
行政	の主要事業等の進捗確認	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。

上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とします。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和4年5月9日～令和4年6月10日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和4年5月25日(水)	高松ホ－ム	高松ホ－ム
	健康づくり課	監査委員事務局
令和4年5月26日(木)	長寿福祉課	
	移住定住課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後も引き続き、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

指摘事項

なし

指導事項

1. 契約関係事務

各種随意契約事務において、次のような誤りが確認されました。

市財務規則第3条第1項に基づく専決処理が適正でないもの。

発注伺いや契約伺いがされていないもの。

見積もりや随意契約理由書など関連資料がないもの。

(健康づくり課)

健康づくり課で随意契約を行っているもののうち24の契約について、200万円以上の契約であるにもかかわらず課長決裁で処理し、部長専決の決裁を受けていないものがありました。また、発注伺いや契約伺いがないまま契約していたもの、見積もりが不足していたもの、随意契約の理由について説明が不足しているものや随意契約の理由が不明なものなどの誤りが確認されました。今後は、財務規則や市随意契約ガイドラインに基づき、適切な契約事務を行ってください。

【関係法令】

南相馬市財務規則（抜粋）

（見積書の徴取）

第127条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

別表第1

財務事務専決事項

6 工事請負以外の契約関係

事項	課等の長（特定課長）	部長（特定部長）	副市長
（1）委託			
ア 委託の執行伺	～200万円	～1,000万円	～2,000万円
イ 契約の締結及び解除	～200万円	～1,000万円 （財務担当）	～2,000万円
ウ 予定価格の決定	～50万円	～200万円 （財務担当）	～1,000万円 （財務担当）
エ 入札保証金の減免 契約保証金の免除 履行期間延長の承認	～50万円	～200万円 （財務担当）	～1,000万円 （財務担当）

2. 事務関係

業務委託事務において、次のような不適切な処理がなされていました。

委託料（概算払）の精査が不十分であったもの。

委託料概算払清算書に収支決算書の添付がないまま、事業完了としていたもの。

（移住定住課）

「移住定住相談等業務」に関して、市は南相馬市ふるさと回帰支援センター運営委員会に対し、業務委託を行っていました。委託契約書中、特約条項で、発注者は受注者と協議の上、委託料の概算払の請求をすることができるとしており、委託業務完了後、遅滞なく委託料概算払清算書に、委託業務に係る支出の内訳を明らかにした収支決算書を添えて、発注者に提出するとしていたにもかかわらず、収支決算書の添付がないまま受領していました。今回の監査で、業務内容や委託料の精査が不十分であることが認められました。

今後は、必要な書類が整っているのか、支出の内訳が正しいものなのか、十分に精査を行い、受注者に対しても適切に指導をしてください。

検 討 事 項

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの